

2019年度 地方公共団体財政健全化法 に係る財政指標審査実施計画

1 監査等の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づく財政指標審査

2 審査の対象

2018年度（平成30年度）健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び資金不足比率

3 審査の着眼点

(1) 形式審査

- ① 指標の算定の基礎となる事項を記載した書類は、具備されているか。
- ② 書類の様式、内容は法令に準拠して作成されているか。
- ③ 計数は証書類、関係帳簿の計数と一致しているか。

(2) 実質審査

- ① 指標の算定の基礎となっている数値が適正か。
- ② 指標の算定に誤りはないか。
- ③ 指標が合理的、妥当に算定されているか。

4 審査の主な実施手続

審査の実施手続の選択については、岸和田市監査等の基準及び事務処理に関する規程第20条の規定に基づき、主として次の実施手続によるものとする。

- (1) 資産や負債の存在、取引や事象の発生が正しく記録されていることを、その根拠となる資料等で確かめる「証憑突合」
- (2) 帳簿を相互に照合して、矛盾がないかを確かめる「帳簿突合」
- (3) 記録や文書の計算の正確性を自ら計算し、確かめる「計算突合」
- (4) 事実の性質及び内容を究明し、これを構成要素別、時間別、比率別、問題別等に分析して異常の有無を確かめる「分析的手続」
- (5) 事実の存否又は問題点について関係部課の職員等に回答又は説明を求める「質問」
- (6) 紙媒体、電子媒体又はその他の媒体による組織内外の記録や文書を確かめる「閲覧」

5 審査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査委員室

(2) 日程

① 事前調査

ア 審査資料の提出……………2019年6月中旬

- イ 審査資料に基づく調査、統計資料の作成等……2019年6月中旬～7月
- ウ 意見書本文案作成……2019年7月
- エ 担当者事前ヒアリング……随時実施
- オ 監査委員ヒアリング……2019年7月24日（水）
- カ 審査意見書（案）検討会……2019年7月31日（水）

② 審査期間

2019年6月20日（木）から8月15日（木）

③ 意見書提出

2019年8月15日（木）

6 審査の担当者及び事務分担

2019年度岸和田市監査等年間計画のとおり

7 その他審査の実施に関し必要と認める事項

必要に応じ別に定める。